

会 議 室 使 用 規 程

第1条 この土地改良区の会議室使用に関しては、この規程の定めるところによる。

第2条 会議室を使用することができるのは、次のとおりとする。

- (1) 組合員にして、定款第1条に定める目的を達成するため組合員が行う必要なる会議
- (2) この土地改良区の区域に所属する関係市長の主催する会議
- (3) 国および大阪府ならびに大阪府土地改良事業団体連合会の主催する会議
- (4) この土地改良区が事務局を担う協議会等の会議
- (5) 理事長において、この土地改良区の運営上特に必要と認めた会議

第3条 会議室を使用しようとするものは、別に定める様式により理事長の許可を受けなければならない。

- 2 前条第1項第4号による使用については、前項に定める使用許可願の提出は免除とする。

第4条 会議室の使用料は、無料とする。

第5条 会議室の使用時間は、午前9時より午後5時までとする。

第6条 会議室の使用に必要な準備および使用後の後片付け・清掃等は、使用者がしなければならない。

第7条 使用者の原因により建物、設備または物品を破損し、もしくは滅失したときは、速やかに原形に復さなければならない。

- 2 前項の規定による義務を怠ったときは、原形回復につき理事長の定める費用を弁償しなければならない。

第8条 会議室の使用許可を受けて使用する場合といえども、著しく本規程に違反する場合または事務等に支障を生ずるような場合は、理事長はその使用を停止することができる。

第9条 使用者は、建物等の火災予防に特に注意し、予め防火に関し適当な措置を講じておかなければならない。

第10条 会議室使用に関し、その外必要な事項は、理事長がこれを定める。

附 則

1. この規程は、昭和40年10月21日より適用する。

附 則

1. この変更規程は、平成27年 4月 1日より適用する。

附 則

1. この変更規程は、令和元年 5月 1日より適用する。

附 則

1. この一部改正は、令和 8年 4月 1日から施行する。

(会議室使用規程)

(様式第1号)

会 議 室 使 用 許 可 願

神安土地改良区理事長 様

年 月 日

使用者所在地および住所

使用者氏名

下記のとおり会議室を使用したいので、申請いたします。

なお、使用するにあたり会議室使用規程を厳守します。

記

使用目的

使用日時 年 月 日 自 時 分
至 時 分

使用場所 会議室1 会議室2 大会議室

使用人数

当日責任者 連絡先